

株主のみなさまへ

2022年度 報告書

2022年4月1日～2023年3月31日

四国電力株式会社

目次

(第99回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告	1
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告書	23

(ご参考)

株式 Information	29
----------------	----

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

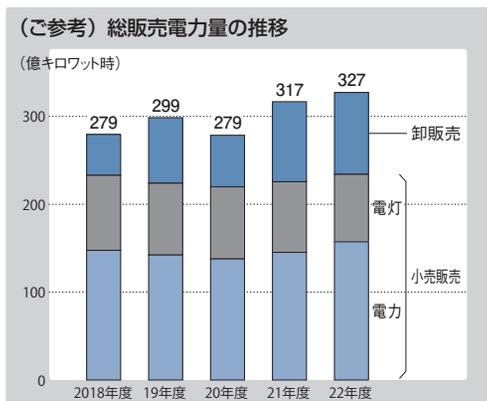
(1) 事業の経過および成果

2022年度における当社グループの事業環境は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、燃料調達を巡る状況に不透明感が増すとともに、燃料価格が世界的にかつてない高水準で推移するなど、非常に厳しいものとなりました。こうしたなか、収支面では、これまで以上に踏み込んだ経営の合理化・効率化に加え、自由化部門のお客さまについて、順次、燃料費調整制度の上限廃止をお願いするとともに、昨年11月に規制料金の値上げを申請するなど、収支改善のための諸施策を実施してまいりました。また、電力需給面では、伊方発電所3号機の安全・安定運転の継続はもとより、十分な燃料在庫を確保し、設備の運用・保全に細心の注意を払いトラブルの未然防止に努めるなど、供給力の確保に取り組むとともに、多くのお客さまに節電にご協力いただいたことにより、安定供給を維持することができました。

さらに、このような厳しい事業環境のなかにあっても、「よんでんグループ中期経営計画2025」において長期重点課題と位置付ける「カーボンニュートラルへの挑戦」や「デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」をはじめ、持続的な企業価値創出に繋がる取り組みを積極的に進めてまいりました。

当年度の小売販売電力量につきましては、契約電力の増加などにより、前年度に比べ3.8%増の234億13百万キロワット時となりました。また、卸販売電力量は、卸電力取引所での販売が増加したことなどから、前年度に比べ2.2%増の93億12百万キロワット時となりました。

この結果、総販売電力量は、前年度に比べ3.3%増の327億25百万キロワット時となりました。

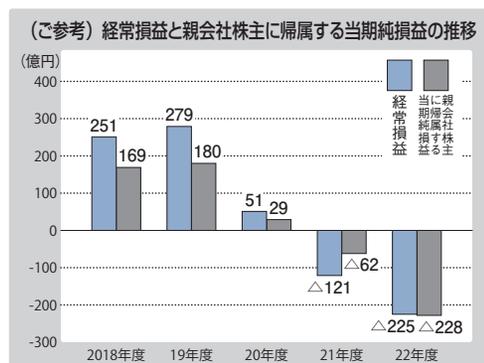


当年度の連結決算の収支につきましては、営業収益（売上高）は、燃料費調整額や卸販売収入が増加したことなどから、前年度に比べ29.8%増の8,332億円となりました。

一方、営業費用は、伊方発電所3号機の稼働増はあったものの、燃料価格の高騰などにより需給関連費が大幅に増加したことなどから、前年度に比べ29.0%増の8,454億円となりました。

以上の結果、当年度の損益につきましては、営業損益は、13億円改善の122億円の損失、経常損益は、海外事業投資損失を営業外費用に計上したことなどから、104億円悪化の225億円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は、166億円悪化の228億円の損失となりました。

このような経営環境等を踏まえ、当年度の期末配当につきましては、見送ることとさせていただきます。株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



事業別の売上高（内部取引消去前）の状況は、次のとおりです。

[発電・販売事業]

発電・販売事業につきましては、燃料費調整額や卸販売収入が増加したことなどから、売上高は、前年度に比べ39.5%増の7,090億円となりました。

[送配電事業]

送配電事業につきましては、需給調整収益が増加したことなどから、売上高は、前年度に比べ21.1%増の2,662億円となりました。

[その他の事業]

その他の事業につきましては、建設・エンジニアリング事業における大型工事の減少などにより、売上高は、前年度に比べ9.3%減の1,600億円となりました。

(売上高の内訳)

	2021年度 (億円)	2022年度 (億円)	前年度比	
			増減額(億円)	増減率(%)
発電・販売事業	5,082	7,090	2,008	39.5
送配電事業	2,198	2,662	464	21.1
その他の事業	1,764	1,600	△ 164	△ 9.3
内部取引消去	△ 2,625	△ 3,021	—	—
合計	6,419	8,332	1,913	29.8

(2) 設備投資の状況

発電・販売事業につきましては、西条発電所1号機のリプレース工事をはじめ、伊方発電所使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額は、483億円となりました。

送配電事業につきましては、供給信頼度を維持するための設備更新工事などを実施いたしました。この結果、設備投資額につきましては、282億円となりました。

また、その他の事業の設備投資額につきましては、122億円となりました。

(3) 資金調達の状況

当年度の資金調達は、社債1,120億円、長期借入金1,039億円の合計2,159億円となりました。

(社債および借入金の内訳)

(億円)

	調達	返済	増減
社債	1,120	650	470
長期借入金	1,039	299	740
コマーシャル・ペーパー(純減額)	—	330	△ 330
合計	2,159	1,279	880

(4) 対処すべき課題

わが国におきましては、国際情勢の混乱等による燃料価格の高騰や全国的な火力発電所の休廃止等に伴う供給力不足などにより、電気事業の先行き不透明感が高まるなか、電力の安定供給やエネルギーセキュリティの重要性が再認識されております。

また、エネルギーの安定供給と2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、本年2月には、再生可能エネルギーの拡大や原子力発電の最大限の活用などについて検討を加速していく政府の方針が閣議決定されるなど、低炭素化・脱炭素化社会の実現に向けた動きが加速しております。さらに、AIやIoTなど、飛躍的に進展したデジタル技術の活用や、分散型エネルギーリソースの普及拡大が進んでおり、電気事業を取り巻く環境は、今後、大きく変化していくことが見込まれます。

このように事業環境が大きく変化するなか、当社グループといたしましては、お客さまにお願いしてまいりました料金改定の実施等により、経営の正常化をはかるとともに、不透明な国際情勢や供給力不足、自然災害など、振幅の大きい様々なリスクに対し、リスク耐性の強化につながる様々な対策を講じ、電気事業の地盤固めをはかってまいります。また、情報通信事業や国際事業を中心とする電気事業以外の事業につきましては、引き続き、リスク管理を徹底しつつ、収益の拡大に取り組んでまいります。

さらに、持続的な企業価値創出の基盤強化に向けて、カーボンニュートラルへの挑戦やコンプライアンスの推進等に注力してまいります。特に、コンプライアンスの推進に関しましては、当社従業員が、災害等非常時におけるお客さま対応に限り使用を認められていた四国電力送配電株式会社の管理するシステムを、本来の目的外で使用して他の電気事業者のお客さま情報を閲覧していた事案や、同社の管理するID・パスワードを用いて経済産業省のシステムを使用していた事案が相次いで判明したことを、大変重く受け止めており、全社を挙げて再発防止策の着実な実施に努めてまいります。

① 電気事業における収益性向上とリスク耐性の強化

発電・販売事業におきましては、これまでに実施してきた自由料金の燃料費調整制度の上限廃止に加え、規制料金改定の実施により、燃料価格高騰に起因する収支不均衡を解消するとともに、他事業者との競争環境や電力調達コストを踏まえた小売料金水準の設定等により収益性の向上をはかってまいります。また、電源トラブル等による供給力不足リスクの回避に向け、伊方発電所3号機をはじめとする自社電源の安全・安定運転の継続に向けた修繕工事の強化や、資機材の価格上昇・納期長期化のリスクを踏まえた先行手配の実施などに取り組むとともに、電力市場を活用した収益の拡大にも取り組んでまいります。さらに、電源の低炭素化・脱炭素化に向けた取り組みを着実に推進してまいります。

送配電事業におきましては、設備の更新機会を捉えた送配電設備のスリム化やリスク評価を踏まえた設備管理の最適化・効率化を進めることにより、設備効率の向上とコスト抑制をはかるとともに、災害復旧対応を含む供給信頼度の維持・向上をはかり、災害時のレジリエンスを強化してまいります。また、スマートメーターを活用したガス・水道の遠隔検針事業をはじめとする送配電ネットワークの新たな価値の創造にも取り組んでまいります。

② 電気事業以外の事業の収益拡大とリスク管理の徹底

国際事業につきましては、2022年度決算において多額の損失を計上することとなりましたが、今後も引き続き、成長が期待できる分野の一つであると考えていることから、これまで以上にリスク管理を徹底しつつ、再生可能エネルギーを中心とした新規優良案件への参画を拡大してまいります。また、情報通信事業や、建設・エンジニアリング事業などの着実な推進により、収益性向上に取り組んでまいります。

さらに、分散型エネルギーリソースの普及など電気事業の構造変化を捉えた新たな事業の創出や、低炭素化・脱炭素化ニーズに対応したソリューションの提供による収益機会の拡大にも努めてまいります。

③ 持続的な企業価値創出の基盤強化

当社グループは、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえ、気候変動対策や地域共生活動の推進、コンプライアンスの徹底など、持続的な企業価値創出の基盤強化に資する取り組みを積極的に進めることにより、株主・投資家の皆さまをはじめとするステークホルダーの方々から信頼され、評価・選択される企業グループを目指してまいります。

気候変動対策の推進につきましては、電源の低炭素化・脱炭素化に取り組むとともに、電化等による電気エネルギーのさらなる活用をはかることにより、当社のCO₂排出量を、2013年度に比べ、2030年度に半減し、2050年にカーボンニュートラルを実現することに挑戦してまいります。

コンプライアンスに関しましては、当社従業員が四国電力送配電株式会社や経済産業省のシステムを不適切に使用していた事案の再発防止策として、新たに「意識改革・業務改善推進プロジェクト」および「行為規制遵守プロジェクト」を設置し、社長が委員長を務める「コンプライアンス推進委員会」のもと、社外弁護士の指示・指導も仰ぎながら、行為規制に関する研修や業務フロー・マニュアルの総点検などを実施してまいります。加えて、専門の内部監査組織の新設や、行為規制遵守に係る活動状況等に対する第三者チェックの仕組みの導入など、客観的かつ実効性の高いチェック体制を通じて、再発防止の徹底に努めてまいります。当社といたしましては、これらの再発防止策を着実に実施することはもとより、引き続き、全社を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組み、社会の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも、当社グループの事業に対し、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売 上 高(億円)	7,331	7,192	6,419	8,332
営 業 利 益(億円)	312	64	△ 135	△ 122
経 常 利 益(億円)	279	51	△ 121	△ 225
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	180	29	△ 62	△ 228
1株当たり当期純利益(円)	87.92	14.58	△ 30.44	△ 111.19
総 資 産(億円)	13,736	14,304	15,007	16,120
総 資 産 利 益 率(%)	2.5	0.8	△ 0.4	△ 1.0
自己資本当期純利益率(%)	5.6	0.9	△ 2.0	△ 7.5
自 己 資 本 比 率(%)	23.6	22.8	20.8	18.3

- (注) 1. 総資産利益率は、経常利益に支払利息を加えた事業利益に基づき算出しております。
 2. 2021年度から収益認識に関する会計基準が適用され、再生可能エネルギー固定価格買取制度に係る収益の計上方法を変更しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
四国電力送配電株式会社	百万円 8,000	% 100.0	一般送配電事業
株式会社 S T N e t	3,000	100.0	電気通信サービス, 情報システムサービス
株式会社ケーブルメディア四国	2,000	70.0	有線テレビジョン放送, 電気通信サービス
ケーブルテレビ徳島株式会社	499	75.6	有線テレビジョン放送, 電気通信サービス
四国計測工業株式会社	480	100.0	計測機器等の製造・販売
坂出 L N G 株式会社	450	70.0	LNG の貯蔵・気化
四電エンジニアリング株式会社	360	100.0	電気・機械・土木・建築工事の設計・施工
四電ビジネス株式会社	300	100.0	ビル賃貸, 機器・資材等の販売

(注) 1. 連結子会社12社のうち、資本金1億円超の8社を記載しております。

2. 出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社四電工	百万円 3,451	% 30.8	配電・送電等の電気工事の設計・施工
YN Energy Pty Ltd	1,200 (千豪ドル)	50.0	石炭の調達・販売・トレーディング

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
電気事業	発電・販売事業 送配電事業 電力供給
その他の事業	電気通信サービス, 情報システムサービス, 有線テレビジョン放送, 電気・計測機器等の製造・販売, LNG の貯蔵・気化・供給, 電気・機械・土木・建築工事の調査・設計・施工, ビル賃貸, 機器・資材等の販売, 研究開発, 熱供給, 国際事業の管理

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

- a. 本店 (香川県高松市)
- b. 支店等 徳島支店 (徳島県徳島市) 高知支店 (高知県高知市)
愛媛支店 (愛媛県松山市) 香川支店 (香川県高松市)
東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所 [水 力]
- | | |
|-------------|-----------------|
| 本川発電所 (高知県) | 615,000キロワット |
| 蔭平発電所 (徳島県) | 46,650キロワット |
| 平山発電所 (高知県) | 44,400キロワット |
| 広野発電所 (徳島県) | 36,500キロワット |
| 大渡発電所 (高知県) | 33,000キロワット |
| (他 52カ所 | 377,646キロワット) |
| (合 計 | 1,153,196キロワット) |
- [火 力]
- | | |
|-------------|-------------------------|
| 坂出发電所 (香川県) | 1,385,000キロワット (石油, ガス) |
| 阿南発電所 (徳島県) | 900,000キロワット (石 油) |
| 橘湾発電所 (徳島県) | 700,000キロワット (石 炭) |
| 西条発電所 (愛媛県) | 250,000キロワット (石 炭) |
| (合 計 | 3,235,000キロワット) |
- [原子力]
- | | |
|-------------|--------------|
| 伊方発電所 (愛媛県) | 890,000キロワット |
|-------------|--------------|
- [太陽光]
- | | |
|-------------|------------|
| 松山発電所 (愛媛県) | 2,042キロワット |
|-------------|------------|

② 重要な子会社の主要な事業所 (本店)

- a. 四国電力送配電株式会社 香川県高松市
- b. 株式会社 S T N e t 香川県高松市
- c. 株式会社 ケーブルメディア四国 香川県高松市
- d. ケーブルテレビ徳島株式会社 徳島県徳島市
- e. 四国計測工業株式会社 香川県仲多度郡多度津町
- f. 坂出 L N G 株式会社 香川県坂出市
- g. 四電エンジニアリング株式会社 香川県高松市
- h. 四電ビジネス株式会社 香川県高松市

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数（前年度末比増減）
発電・販売事業	2,161名（39名減）
送配電事業	2,060名（1名減）
その他の事業	3,809名（4名減）
合計	8,030名（44名減）

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	601 ^{億円}
株式会社伊予銀行	470
株式会社百十四銀行	450
株式会社みずほ銀行	440
株式会社三菱UFJ銀行	385
株式会社日本政策投資銀行	350
明治安田生命保険相互会社	340
株式会社四国銀行	200
株式会社中国銀行	200
農林中央金庫	200

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

本年1月、当社従業員が、災害等非常時におけるお客さま対応に限り使用を認められていた四国電力送配電株式会社が管理する「託送お客さま管理システム」を本来の目的外で使用し、他の電気事業者のお客さま情報を閲覧していたことが判明しました。当該事案につきまして、当社および四国電力送配電株式会社は、本年1月、電力・ガス取引監視等委員会および個人情報保護委員会から報告徴収を受領し、本年4月、電力・ガス取引監視等委員会から、当社は電気事業法に基づく業務改善勧告を、四国電力送配電株式会社は業務改善指導を受けました。なお、当社従業員が目的外で閲覧していた情報は、お客さま名や電気の使用場所、連絡先などの基本情報に限定され、お客さまの使用電力量や小売電気事業者名などの競争情報は、非表示としておりました。また、目的外閲覧の主な理由は、お客さまからのお申し出に対する契約状況の確認などであり、閲覧情報を、顧客獲得の営業目的で利用した事例がなかったことについても、社内調査において確認しております。

また、本年2月、当社従業員が、四国電力送配電株式会社の管理するID・パスワードを用いて、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム」を使用していたことが判明しました。当該事案につきまして、当社および四国電力送配電株式会社は、本年2月、経済産業省から報告徴収を受領し、本年4月、資源エネルギー庁から指導を受けました。

これらの事案につきまして、事実関係の調査・原因分析を行い、その結果を踏まえ、当社は、「(4)対処すべき課題」に記載した再発防止策の実施に取り組んでおります。また、四国電力送配電株式会社は、行為規制遵守の推進に向けて、実効的な対応事項を議論し、統制・評価する場として、社長を委員長とする新たな会議体を設置するとともに、託送お客さま管理システムについて、災害等非常時以外には当社従業員が使用できないようシステム改修を行うなどの再発防止策を講じております。

当社グループといたしましては、これらの事案を重く受け止め、今後、二度とこうした事態を起ささないよう、再発防止策を着実に実施することはもとより、引き続き、コンプライアンスの徹底に全力を尽くしてまいります所存です。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 7億7,295万6,066株
- ② 発行済株式の総数 2億752万8,202株
 (注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数が、前年度末に比べ1,555万8千株減少いたしました。
- ③ 株主数 80,399名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	千株 22,844	% 11.01
株式会社伊予銀行	8,851	4.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,235	3.97
住友共同電力株式会社	7,062	3.40
株式会社百十四銀行	6,858	3.30
高知県	6,230	3.00
日本生命保険相互会社	5,923	2.85
四国電力従業員持株会	4,789	2.31
明治安田生命保険相互会社	4,001	1.93
株式会社四国銀行	2,749	1.32

(注) 持株比率は、自己株式(5千株)を控除して計算しております。

- ⑤ 2022年度に職務執行の対価として会社役員に給付した株式の状況
- 給付株式数 15,100株
- 給付対象者数 2名
- (注) 社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。)であった者に対する株式報酬として給付したものであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当
佐 伯 勇 人	取締役会長
長 井 啓 介	取締役社長 社長執行役員
山 田 研 二	取締役 副社長執行役員 原子力本部長, 土木建築部担当
白 井 久 司	取締役 副社長執行役員 事業開発室長, 経理部・資材部・情報システム部担当
西 崎 明 文	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
宮 本 喜 弘	取締役 常務執行役員 総合企画室長, 再生可能エネルギー部・広報部担当
宮 崎 誠 司	取締役 常務執行役員 営業推進本部長
太 田 正 宏	取締役 常務執行役員 火力本部長
川 原 央	取締役監査等委員 (常勤) 監査等委員会委員長
香 川 亮 平	取締役監査等委員
高 畑 富士子	取締役監査等委員
大 塚 岩 男	取締役監査等委員
西 山 彰 一	取締役監査等委員
泉 谷 八千代	取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役会長, 取締役社長 社長執行役員および取締役 副社長執行役員は, いずれも代表取締役であります。
2. 取締役副社長執行役員 真鍋信彦および取締役常務執行役員 山崎達成は, いずれも2022年6月28日に任期満了により退任いたしました。
3. 取締役監査等委員 香川亮平, 同 高畑富士子, 同 大塚岩男, 同 西山彰一および同 泉谷八千代は, いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役監査等委員 香川亮平, 同 高畑富士子, 同 大塚岩男, 同 西山彰一および同 泉谷八千代は, いずれも株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
5. 取締役監査等委員 西山彰一は, 当社の関連会社(株式会社高知電子計算センター)の業務執行取締役でない取締役の二親等の親族であります。
6. 当社は, 会社法第427条第1項および定款の規定により, 社外取締役との間で, 同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結しております。
7. 当社は, 会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており, 被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は, 当社取締役(監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。)であります。当社は, 取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため, 当該保険契約において, 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また, 免責金額等について定め, 一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。
8. 取締役監査等委員 香川亮平および同 大塚岩男は, 銀行業務の経験に基づく財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 重要会議への出席, 業務執行部門からの情報収集および内部監査部門等との関係を日常的に行うことを通じて, 監査の実効性をより高めるために, 取締役監査等委員 川原央を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役の重要な兼職の状況

氏 名	兼職先および兼職の内容
佐伯 勇 人	四 国 経 済 連 合 会 会 長
長井 啓 介	四 国 生 産 性 本 部 会 会 長
西崎 明 文	四電エンジニアリング株式会社 取 締 役 四電ビジネス株式会社 取 締 役
宮本 喜 弘	株式会社 S T N e t 取 締 役
宮崎 誠 司	四 国 計 測 工 業 株 式 会 社 取 締 役
太田 正 宏	坂 出 L N G 株 式 会 社 取 締 役
川 原 央	四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 S T N e t 監 査 役 四 電 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 監 査 役 株 式 会 社 四 電 工 取 締 役 監 査 等 委 員
香川 亮 平	株 式 会 社 百 十 四 銀 行 取 締 役 副 頭 取 兼 C C O
高畑 富 子	株 式 会 社 と き わ 取 締 役 社 長
大塚 岩 男	株 式 会 社 い よ ぎ ん ホ ー ル デ ィ ン グ ス 取 締 役 会 長 株 式 会 社 伊 予 銀 行 取 締 役 会 長 四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 監 査 役
西山 彰 一	宇 治 電 化 学 工 業 株 式 会 社 取 締 役 会 長 高 知 商 工 会 議 所 会 頭

(注) 当社は、社外取締役の兼職先のうち、株式会社百十四銀行、株式会社ときわ、株式会社伊予銀行、四国旅客鉄道株式会社および宇治電化学工業株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、いずれも当社の当年度連結売上高の1%未満であります。また、当社は、株式会社百十四銀行および株式会社伊予銀行との間に、資金の借入等の取引があります。その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

③ 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）につきまして、取締役会の決議により、次の「取締役の報酬の決定方針」ならびに「取締役の報酬および決定手続き」に記載のとおり定めております。

（取締役の報酬の決定方針）

取締役の報酬については、当社の基本的使命の実現や持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、決定します。

（取締役の報酬および決定手続き）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本となる月額報酬、基準となる指標を定めずに毎年度の業績等を考慮して株主総会の決議を得て支給する賞与および中長期的な業績の向上と企業価値の増大をねらいに支給する株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとします。
- 2 株式報酬（株式給付信託）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、原則として取締役退任時に、在任中に付与されたポイント数に応じた当社株式および当社株式を時価換算した金銭が、信託を通じて給付されるものとします。
- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬および株式報酬の支給割合については、9対1の割合を目安として設定し、賞与については、毎年度の業績等を考慮して、株主総会の決議および次項の決定手続きを経て支給額を定めるものとします。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、報酬検討委員会の取締役会への答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額等の範囲内で、月額報酬および賞与については、取締役会が決定し、株式報酬については、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、毎年、役位に応じて一定数のポイントを付与します。
- 5 監査等委員である取締役の報酬は、月額報酬のみとし、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬を決定します。

当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額につきましては、報酬検討委員会において決定方針に基づく総合的な検討が行われ、そのうえでなされた答申に基づき、取締役会で決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額3,800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名です。また、株式報酬は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、月額報酬とは別枠として、連続する3事業年度に当社が信託に拠出する金額は160百万円を上限とし、取締役に付与される1年あたりのポイント数の合計は5万ポイントを上限とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の4月分から6月分の個人別の月額報酬の額につきましては、2021年6月25日開催の取締役会の決議による委任を受けて、取締役会長 佐伯勇人および取締役社長 社長執行役員 長井啓介が決定しております。

取締役会が権限を委任した理由は、当社の業務を総理する取締役会長および業務の執行を統轄する取締役社長 社長執行役員が、各取締役の職責等を踏まえて月額報酬の額を決定することが妥当であると判断したためであります。

取締役会は、委任した権限が適切に行使されるよう、報酬検討委員会に月額報酬の原案を諮問し答申を得るとともに、当該答申に基づき、株主総会決議で定められた限度額の範囲内で、取締役会長および取締役社長 社長執行役員が月額報酬の額を決定すべきこととする措置を講じております。

取締役会は、報酬検討委員会において、決定方針に基づいた総合的な検討のうえで答申がなされていることから、当該答申に基づき決定された月額報酬の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額に係る決定プロセスの透明性および公平性をより向上させる観点から、2021年12月21日開催の取締役会の決議により、当年度における7月分以降の月額報酬から、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」における「取締役の報酬および決定手続き」第4項に記載のとおり決定手続きを変更しております。

d. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		月額報酬	賞与 (業績連動報酬等)	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取 締 役 (監査等委員を除く。)	280百万円	250百万円	—	29百万円	10名
取締役(監査等委員)	72百万円	72百万円	—	—	6名
合 計	352百万円	322百万円	—	29百万円	16名

- (注) 1. 株式報酬の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」および「b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 株式報酬の金額は、当年度の費用計上額を記載しております。
3. 報酬等の総額および支給人数には、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する報酬等の額および当該取締役の人数を含めております。
4. 報酬等の総額のうち、社外取締役5名分は43百万円であり、すべて月額報酬であります。

④ 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
香川亮平	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、報酬検討委員会の委員長および人事検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
高畑富士子	当年度開催の取締役会11回のうち10回に、監査等委員会18回のうち16回に出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会の委員長および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
大塚岩男	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
西山彰一	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。
泉谷八千代	当年度開催の取締役会11回、監査等委員会18回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から適宜発言を行いました。また、人事検討委員会および報酬検討委員会の構成員として、独立した客観的な立場から委員会の審議に参加いたしました。

(注) 本年1月、当社従業員が、災害等非常時におけるお客さま対応に限り使用を認められていた四国電力送配電株式会社が管理する「託送お客さま管理システム」を本来の目的外で使用し、他の電気事業者のお客さま情報を閲覧していたことが判明しました。当該事案につきまして、当社は、本年1月、電力・ガス取引監視等委員会および個人情報保護委員会から報告徴収を受領し、本年4月、電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づく業務改善勧告を受けました。また、本年2月、当社従業員が、四国電力送配電株式会社の管理するID・パスワードを用いて、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム」を使用していたことが判明しました。当該事案につきまして、当社は、本年2月、経済産業省から報告徴収を受領し、本年4月、資源エネルギー庁から指導を受けました。香川亮平、高畑富士子、大塚岩男、西山彰一および泉谷八千代の各氏は、これらの事案が判明するまで業務改善勧告等を受けるにいたる事実を認識しておりませんが、平素から、法令遵守や企業倫理の徹底などのコンプライアンスの重要性を強く意識し、会計監査人や内部監査部門から監査計画および監査結果について報告を受け意見交換するなど、監査等委員としての職務を遂行しており、事案の判明後は、当該事案の原因に係る事実関係の調査、原因分析および再発防止策について議論を行い、再発防止策の実施にあたっての提言を行うなど、その職責を果たしております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額等

a	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	69百万円
b	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらの内容は妥当であると判断したため、会計監査人としての報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しております。

当社の子会社である四国電力送配電株式会社は、会計監査人に対して、電気事業託送供給等収支計算規則に基づく手続業務を委託しております。

当社の子会社である株式会社STNetは、会計監査人に対して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任することとしております。

また、上記の場合のほか、会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する合理的な理由がある場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることとしております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	1,287,917	固定負債	1,059,216
有形及び無形固定資産	988,374	社 債	396,992
水力発電設備	57,136	長期借入金	463,700
火力発電設備	61,909	債務保証損失引当金	8,384
原子力発電設備	176,075	退職給付に係る負債	21,711
送電設備	113,997	資産除去債務	130,494
変電設備	83,232	そ の 他	37,933
配電設備	204,105		
その他の固定資産	100,507	流動負債	254,096
建設仮勘定及び除却仮勘定	118,715	1年以内に期限到来の固定負債	90,282
原子力廃止関連仮勘定	36,803	支払手形及び買掛金	61,910
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	35,891	未払税金	7,851
		債務保証損失引当金	152
核 燃 料	89,735	そ の 他	93,900
装 荷 核 燃 料	6,568		
加工中等核燃料	83,166	引 当 金	400
		渴水準備引当金	400
投資その他の資産	209,807		
長期投資	60,403	負債合計	1,313,713
関係会社長期投資	91,565		
繰延税金資産	37,343	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	10,382	株 主 資 本	279,733
そ の 他	11,004	資 本 金	145,551
貸倒引当金	△ 891	資 本 剰 余 金	3,598
		利 益 剰 余 金	134,023
流動資産	324,108	自 己 株 式	△ 3,440
現金及び預金	105,954		
受取手形、売掛金及び契約資産	92,649	その他の包括利益累計額	16,054
リース債権及びリース投資資産	16,546	その他有価証券評価差額金	125
棚卸資産	59,974	繰延ヘッジ損益	8,395
そ の 他	49,371	為替換算調整勘定	7,368
貸倒引当金	△ 388	退職給付に係る調整累計額	165
		非支配株主持分	2,524
		純資産合計	298,312
資産合計	1,612,025	負債純資産合計	1,612,025

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)
営業収益	833,203
電気事業営業収益	735,069
その他事業営業収益	98,133
営業費用	845,489
電気事業営業費用	760,611
その他事業営業費用	84,877
売上原価	71,534
販売費及び一般管理費	13,343
営業損失	12,285
営業外収益	14,275
受取配当金	1,303
受取利息	738
固定資産売却益	239
有価証券売却益	1,852
為替差益	9,177
その他	963
営業外費用	24,505
支払利息	6,184
有価証券評価損	1,366
持分法による投資損失	7,327
債務保証損失引当金繰入額	8,536
その他	1,088
経常損失	22,515
渴水準備金引当又は取崩し	△ 846
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 846
税金等調整前当期純損失	21,669
法人税等	1,049
法人税, 住民税及び事業税	1,891
法人税等調整額	△ 841
当期純損失	22,719
非支配株主に帰属する当期純利益	152
親会社株主に帰属する当期純損失	22,871

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
固 定 資 産	1,219,994	固 定 負 債	1,025,504
電気事業固定資産	315,704	社 債	396,992
水力発電設備	59,216	長期借入金	461,000
汽力発電設備	63,693	退職給付引当金	6,355
原子力発電設備	179,617	債務保証損失引当金	8,384
内燃力発電設備	46	資産除去債務	130,494
新エネルギー等発電設備	223	雑固定負債	22,277
業務設備	12,907		
附帯事業固定資産	2,884	流 動 負 債	231,544
事業外固定資産	35	1年以内に期限到来の固定負債	87,000
固定資産仮勘定	180,970	買掛金	45,656
建設仮勘定	107,852	未払金	11,386
除却仮勘定	422	未払費用	25,812
原子力廃止関連仮勘定	36,803	未払税金	2,654
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	35,891	預り金	1,153
核 燃 料	89,735	関係会社短期債務	44,885
装 荷 核 燃 料	6,568	諸 前 受 金	7
加工中等核燃料	83,166	債務保証損失引当金	152
投資その他の資産	630,663	雑流動負債	12,834
長期投資	48,808	引 当 金	400
関係会社長期投資	540,704	渴水準備引当金	400
長期前払費用	8,968		
前払年金費用	6,482	負 債 合 計	1,257,448
繰延税金資産	25,780	株 主 資 本	218,721
貸倒引当金(貸方)	△ 80	資 本 金	145,551
		資 本 剰 余 金	3,598
流 動 資 産	259,902	資 本 準 備 金	3,598
現金及び預金	96,383	利 益 剰 余 金	69,800
売掛金	67,822	利 益 準 備 金	32,819
諸未収入金	20,255	その他利益剰余金	36,981
貯蔵品	43,272	繰越利益剰余金	36,981
前払費用	635	自 己 株 式	△ 228
関係会社短期債権	16,196		
雑流動資産	16,116	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,726
貸倒引当金(貸方)	△ 780	その他有価証券評価差額金	139
		繰延ヘッジ損益	3,586
		純 資 産 合 計	222,447
合 計	1,479,896	合 計	1,479,896

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
営 業 費 用	760,057	営 業 収 益	723,608
電 気 事 業 営 業 費 用	746,441	電 気 事 業 営 業 収 益	709,034
水 力 発 電 費	10,378	電 灯 料	188,431
汽 力 発 電 費	236,992	電 力 料	304,515
原 子 力 発 電 費	70,069	他 社 販 売 電 力 料	182,509
内 燃 力 発 電 費	13	賠 償 負 担 金 相 当 収 益	2,305
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	309	廢 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 収 益	5,242
他 社 購 入 電 力 料	240,899	電 気 事 業 雑 収 益	26,031
販 売 費	15,131		
一 般 管 理 費	21,336		
接 続 供 給 託 送 料	144,108		
原 子 力 廢 止 関 連 仮 勘 定 償 却 費	4,333		
事 業 税	3,679		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 811		
附 帯 事 業 営 業 費 用	13,616	附 帯 事 業 営 業 収 益	14,574
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用	11,234	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	11,946
石 炭 販 売 事 業 営 業 費 用	0	石 炭 販 売 事 業 営 業 収 益	-
熱 供 給 事 業 営 業 費 用	927	熱 供 給 事 業 営 業 収 益	1,012
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	1,453	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	1,615
営 業 損 失	(36,448)		
営 業 外 費 用	15,744	営 業 外 収 益	21,892
財 務 費 用	6,579	財 務 収 益	10,213
支 払 利 息	6,178	受 取 配 当 金	6,443
社 債 発 行 費	401	受 取 利 息	3,769
事 業 外 費 用	9,164	事 業 外 収 益	11,679
固 定 資 産 売 却 損	27	固 定 資 産 売 却 益	217
有 価 証 券 評 価 損	302	有 価 証 券 売 却 益	1,852
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	8,536	為 替 差 益	9,176
雑 損 失	297	雑 収 益	433
当 期 経 常 費 用 合 計	775,801	当 期 経 常 収 益 合 計	745,501
当 期 経 常 損 失	30,300		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	△ 846		
渴 水 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方)	△ 846		
税 引 前 当 期 純 損 失	29,453		
法 人 税 等	△ 5,960		
法 人 税 等	△ 4,855		
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,104		
当 期 純 損 失	23,493		

独立監査人の監査報告書

2023年 5月10日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 誉一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智 慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年 5月10日

四国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 誉 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 越智 慶 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社従業員が四国電力送配電株式会社や経済産業省のシステムを不適切に使用していた事案については、いずれも再発防止策を取りまとめ、着実に実施していることを確認しております。監査等委員会といたしましては、引き続き再発防止策の実施状況について監査してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

四国電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 川 原 央 ㊟

監査等委員会委員長

監査等委員 香 川 亮 平 ㊟

監査等委員 高 畑 富士子 ㊟

監査等委員 大 塚 岩 男 ㊟

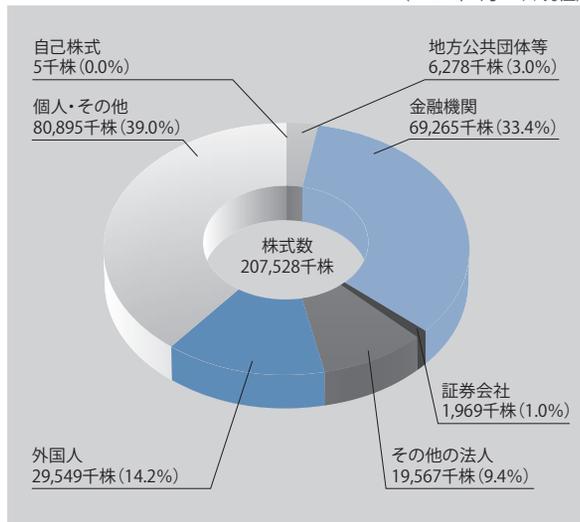
監査等委員 西 山 彰 一 ㊟

監査等委員 泉 谷 八千代 ㊟

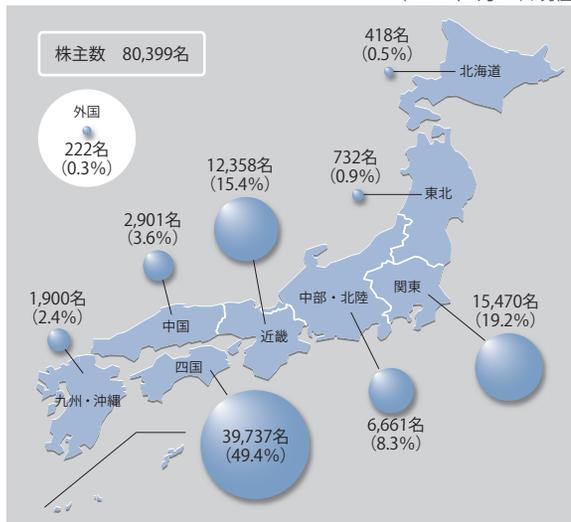
(注) 監査等委員 香川亮平、高畑富士子、大塚岩男、西山彰一および泉谷八千代は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

株式 Information

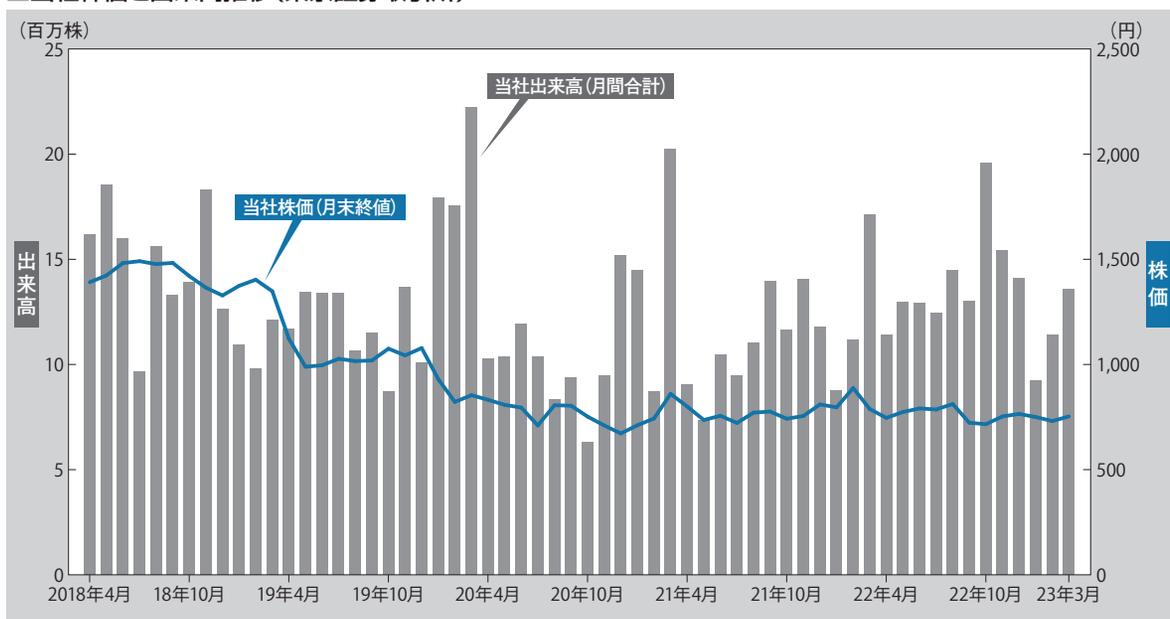
■ 株式分布 (所有者別) (2023年3月31日現在)



■ 株主分布 (地域別) (2023年3月31日現在)



■ 当社株価と出来高推移 (東京証券取引所)



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
公告方法	電子公告により、当社ウェブサイトに掲載いたします。 〈 https://www.yonden.co.jp/ 〉 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、高松市において発行する四国新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話お問い合わせ先)	0120-782-031 (通話料無料) 受付時間：9時～17時(土、日、祝日等を除く。)

株式に関するお問い合わせおよびお手続きは以下の窓口にお申し出ください。

証券会社に口座を
開設されている株主さま

お取り引き先の証券会社に
お申し出ください。

証券会社に口座を
開設されていない株主さま

三井住友信託銀行 証券代行部に
お申し出ください。

受け取られていない配当金に関するお問い合わせにつきましては、証券会社の口座開設の有無にかかわらず、上記の三井住友信託銀行 証券代行部にお申し出ください。